

○国土交通省令第 号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行に伴い、並びに宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二十四条及び第六十三条第三項（同法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第四十九条の規定に基づき、宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年 月 日

国土交通大臣 太田 昭宏

宅地建物取引業法施行規則及び積立式宅地建物販売業法施行規則の一部を改正する省令

（宅地建物取引業法施行規則の一部改正）

第一条 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項及び第五条の三第二項中「法第十五条第一項に規定する取引主任者」を「法第三十一条の三第一項に規定する宅地建物取引士」に改める。

第六条の二及び第六条の三を削る。

第十二条の見出し及び同条第一項中「宅地建物取引主任者資格試験合格者」を「宅地建物取引士資格試験合格者」に改める。

第十三条の十九第一項第二号イ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十三条の二十一第四号の表一の項の科目欄中「取引主任者制度」を「宅地建物取引士制度」に改め、同表一の項の内容欄イ中「取引主任者制度」を「宅地建物取引士制度」に改め、同欄口中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十四条の二の見出し中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の五の見出し中「宅地建物取引主任者資格登録」を「宅地建物取引士資格登録」に改める。

第十四条の九中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の十の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に、「宅地建物取引主任者証交付申請書」を「宅地建物取引士証交付申請書」に、「取引主任者証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に改め、同条第二項及び第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第十四条の十一の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項第一号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同項第三号及び第四号並びに同条第二項中「取引主任者証」を「宅地

建物取引士証」に改める。

第十四条の十二の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に改める。

第十四条の十三の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第二項中「取引主任者証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に、「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」を「宅地建物取引士証書換え交付申請書」に改め、同条第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十四条の十四の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十四条の十五の見出し中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第一項中「取引主任者は、取引主任者証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは」を「宅地建物取引士は、宅地建物取引士証の亡失、滅失、汚損又は破損その他の事由を理由として」に、「取引主任者証の」を「宅地建物取引士証の」に改め、同条第四項中「取引主任者は」を「宅地建物取引士は」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又

は破損を」を「又は破損その他の事由を」に、「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「汚損し、又は破損した」を「申請者が現に有する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「取引主任者証用写真」を「宅地建物取引士証用写真」に、「宅地建物取引主任者証再交付申請書」を「宅地建物取引士証再交付申請書」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による再交付を申請しようとする者は、都道府県が条例で当該再交付に係る手数料を定めているときは、当該手数料を納めなければならない。

第十四条の十六の見出し及び同条第一項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改め、同条第三項中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「取引主任者が」を「宅地建物取引士が」に改める。

第十五条の五の次に次の二条を加える。

(法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所)

第十五条の五の二 法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める場所は、次に掲げるもので、宅地若しくは建物の売買若しくは交換の契約（予約を含む。以下この項において同じ。）若しくは宅地若しくは建物の売買、交換若しくは貸借の代理若しくは媒介の契約を締結し、又はこれらの契約の申込みを受けるものとする。

一 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で事務所以外のもの

二 宅地建物取引業者が十区画以上の一団の宅地又は十戸以上の一団の建物の分譲（以下この条、第十六条の五及び第十九条第一項において「一団の宅地建物の分譲」という。）を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

三 他の宅地建物取引業者が行う一団の宅地建物の分譲の代理又は媒介を案内所を設置して行う場合にあつては、その案内所

四 宅地建物取引業者が業務に関し展示会その他これに類する催しを実施する場合にあつては、これらの催しを実施する場所

（法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数）

第十五条の五の三 法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

第十六条の五第一項第一号中「法第十五条第一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十七条の二第一項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十九条第一項中「第六条の二」を「第十五条の五の二」に改め、同条第二項中「法第十五条第

一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第三十一条中「法第十五条第一項」を「法第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第一号の(第三面)及び(第四面)中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考1④中「宅地建物取引士中者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考5①中「取引士中者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第二号添付書類³⁾中「取引主任者設置証明書」を「宅地建物取引士設置証明書」に、「第15条第1項」を「第31条の3第1項」に、「取引主任者の」を「宅地建物取引士の」に改め、同様式添付書類⁸⁾及び同様式の備考⑨中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第三号の四の(第一面)及び(第四面)中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考1⑤中「宅地建物取引士主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同様式の備考5④中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第四号中「宅地建物取引主任者資格登録簿」を「宅地建物取引士資格登録簿」に、「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第七号中「宅地建物取引主任者資格登録簿変更登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」に改める。

別記様式第七号の二中「宅地建物取引主任者死亡等届出書」や「宅地建物取引士死亡等届出書」及び「宅地建物取引主任者について」や「宅地建物取引士について」に定める。

別記様式第七号の二の二中「宅地建物取引主任者証交付申請書」や「宅地建物取引士証交付申請書」及び「宅地建物取引主任者証の」や「宅地建物取引士証の」並びに「取引主任者証の有効期限」や「宅地建物取引士証の有効期限」に定め、同様式の備考⑤中「宅地建物取引主任者証」や「宅地建物取引士証」に定める。

別記様式第七号の三中「宅地建物取引主任者証」や「宅地建物取引士証」に定める。

別記様式第七号の四中「宅地建物取引主任者証書換え交付申請書」や「宅地建物取引士証書換え交付申請書」及び「宅地建物取引主任者証記載事項」や「宅地建物取引士証記載事項」並びに「宅地建物取引主任者証の」や「宅地建物取引士証の」に定める。

別記様式第七号の五中「宅地建物取引主任者証再交付申請書」や「宅地建物取引士証再交付申請

書」並びに「宅地建物取引主任者証の」や「宅地建物取引士証の」並びに

再交付を申請する理由

1. 亡失	2. 滅失	3. 汚損	4. 破損
-------	-------	-------	-------

再交付を申請する理由	
1. 亡失	2.

滅失 3.汚損 4.破損 5.その他の事由

に改め、同様式の備考④中「汚損又は破損」を「汚損、

破損又はその他の事由」に、「その汚損し、又は破損した宅地建物取引主任者証」を「申請者が現に有する宅地建物取引士証」に改める。

別記様式第八号の二及び同様式の備考2、別記様式第九号、別記様式第十号、別記様式第十一号の二並びに別記様式第十二号及び同様式の備考3中「取引士証」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十二号の二の備考1④中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十五号の別表(二)の備考1及び別記様式第十六号の四の別表(二)の備考1中「100分の1」を「100分の5」に改める。

別記様式第二十七号及び第二十八号中「取引士証」を「宅地建物取引士」に改める。

(積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

第二条 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別記様式第十の(記載上の注意)21ハ及び27イ(中「100分の1」を「100分の5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の宅地建物取引業法施行規則別記様式第十五号及び第十六号の四並びに積立式宅地建物販売業法施行規則別記様式第十は、平成二十七年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。